

令和3年度 第7回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和3年10月6日（水）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
（教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二

□ 教育長挨拶

□ 議題

（1）議事録の承認について

（2）協議事項

①東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則に係る給食費の免除（減免）の取り扱いについて

②不登校・不応児児童生徒への支援の方針（案）について

③自立・適応支援スタッフ配置事業について

④令和4年度指導主事の配置及び学習指導員の増員について

（4）報告事項

①9月行政報告

②10月行事予定

③令和3年度全国学力・学習状況調査結果の概要

④GIGAスクールの進捗と今後の予定について

⑤通学路合同安全点検について

（5）その他

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

10月2日からの再任について報告のうえ、挨拶を述べる。

また、9月議会一般質問の内容や郡中体連駅伝における東彼杵中男子の県大会出場などを報告する。

議題

(1) 議事録の承認について

教育次長

先ほど確認いただきました9月30日に開催しました臨時教育委員会の議事録について、ご意見等が無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

(2) 協議事項

教育次長

①東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則に係る給食費の免除（減免）の取り扱いについて、お諮りします。

第6回定例教育委員会で承認をいただいた東彼杵町学校給食費徴収条例施行規則について、給食費の免除（減免）については、病気その他止むを得ない理由により、学校給食を受けることができない日が連続して5日を超える場合は6日目以降の給食費を免除又は減免できると規定しましたが、現行は連続6日以上給食を受けない場合、所定の届出を行ったうえで、1日目の給食費から免除または減免を行っています。

新たな規則により、5日目以降の給食費から免除又は減免とした場合、保護者の負担が増えることとなりますので、現行に合わせて1日目から免除又は減免できるように取り扱いを変更したいと考えています。

これにより、施行規則に規定する様式第1号（第4条関係）、東彼杵町学校給食費減免（変更）申請書の表中、申請理由の3のかっこ書きにある「（6日目以降を減免）」を削除し、備考の2に「申請理由が3の場合、原則として学校給食を受けることができない日の1日目から免除する。」を挿入し、備考2を3に変更することについてご意見をお願いします。

教育委員全員

意見無し。

教育次長

ご意見が無いようですので、お諮りしたとおり、病気その他止むを得ない理由により、学校給食を受けることができない日が連続して5日を超える場合は、原則として学校給食を受けることができない日の1日目から免除することとして取り扱

うことにご承認頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

次に、②不登校・不適應児童生徒への支援の方針（案）についてと③自立・適應支援スタッフ配置事業についてお諮りします。

それぞれの内容につきましては、教育長が説明されます。

教育長

先ほどお配りしました本日の定例校長会資料の3不登校（自立支援）対策として、（1）から（3）まで記載していますが、（3）の学校外施設での学習に係る出席扱いの目安とICTを活用した学習については、急ぐ必要がありましたので、先月の第6回定例教育委員会でご承認をいただきました。

この他に、町としての支援策について検討を行い、不登校、不適應の児童生徒に対してどのように支援を行うのか、その基本的な方針とそれに基づく事業についてお諮りするものです。

資料の4頁、不登校・不適應児童生徒への支援の方針（案）ですが、前書きに文科省からの通知を記載していますが、これを受けて本町の方針を策定しました。

最も重要な事は、支援の考え方として、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことを支援の視点としています。

（資料に沿って、不登校等児童生徒への支援に対する基本的な考え方、学校等の取組の充実及び教育委員会の取組の充実について内容を説明する。）

次に、基本方針を受けて自立・適應支援スタッフ配置事業に取り組みたいと考えています。資料は16頁からです。

本来であれば、適應指導教室などを立ち上げるべきところですが、どの程度の利用が見込めるのか不確定な要素もあり、今後児童生徒の減少も考えた場合、直ぐに立ち上げることは厳しい状況ですが、今現在、不登校の児童生徒を何とか支援したいとの考えから、支援に係る人員を配置し、支援する機能を持たせる形で進めていきたいと考えています。

支援スタッフとしては、統括的な役割として指導主事を1名、新規に自立・適應支援員を1名増員します。これは学習指導員として配置しますので、教員免許取得者で考えています。

それから、現在配置しているスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと記載する。）も人員に含めます。

今後人員が不足するようであれば、ボランティアスタッフの配置も検討していきたいと思います。

（資料に沿って、指導方針・指導内容、支援活動の場所、活動の日時、時程と日課・

活動例、通所支援の手続き、退所の手続き、出席簿・指導要録の取り扱い、通所の決まり、費用及び指導のめやすについて、内容を説明する。なお、通所した日、通所体験及び通所施設での教育相談について、出席扱いとすることができると規定することを説明のうえ、教育委員に意見を求める。）

質疑

川原委員

きめ細やかな支援策を策定するとありますが、児童生徒や家庭内でのプライバシーにも関わってくると思いますが、どの程度までの支援を考えているのですか。

教育長

S S Wが家庭に入って調整や斡旋、仲介を行います。

当然、守秘義務がありますので、児童生徒や家庭のプライバシーを侵害するようなことはありません。

また、不登校の児童生徒を当初から全て支援できるとは考えていません。最初は数名から始めることになるとと思いますが、徐々に支援の対象者を増やしていければと考えています。

家庭訪問などを行いながら、児童生徒との信頼関係を築くことから始めて、その子が何をしたいのか、熱中できるものが何かを見極め、支援に繋げていくことがきめ細やかな支援策と考えています。

川原委員

特別支援教室の子ども達も対象とするのですか。

教育長

特別支援学級の児童生徒は、障害種に応じた特別の教育課程を編成し、個別の支援計画を学校で策定して、個別に指導を行っており、町費で支援員も配置していますので、この事業の対象ではありませんが、特別支援学級の児童生徒が不登校の状況にあれば、この事業で支援をしていきたいと思っています。

山口委員

不登校にある児童生徒への支援は大切な事であると思います。

方針にもあるとおり、不登校が生じないような学校づくりが重要であると思います。

子ども達の個々の情報を教職員が共有していなければ、適切な対応に繋がらないと思います。

情報共有のための方策として、パソコンで児童生徒の情報を登録して、教職員間で情報を共有している事例を聞いたことがあります。本町ではそのような取り組みは行っていないのでしょうか。

教育次長

不登校関係の書類等は、校務支援システムの中で管理職や他の担当の先生方共とも情報を共有できるようになっています。

山口委員

町立学校での不登校の状況としては、どんな傾向が見受けられますか。

教育長

昨年度と比較して、増加傾向にありますが、過去の状況では、増加と減少を繰り返しているような状況です。

山口委員

SSWの方は、週に何日勤務されているのですか。

総務係長

週3日の勤務です。勤務形態としては、月曜日の午前中は中学校に出向き、水曜日に小学校に出向いています。その他は教育委員会事務局で勤務しています。

教育長

SSWは県教委が雇用し、各市町教委に派遣されています。以前は週3日勤務を県費で雇用していましたが、数年前に週2日に変更されましたので、少なくなる1日分を町費で雇用して、週3日の勤務を維持しています。

山口委員

SSWの勤務時間で、保護者への対応においては、夕方などの時間外に対応される場合もあるのでしょうか。

総務係長

時間外に対応していただく場合もありますので、町費で超過勤務手当を支給したり、勤務時間の振替等で対応いただいています。

橋本委員

SSWへの相談は、保護者の場合と児童生徒の場合と両方があるのでしょうか。

教育長

保護者と児童生徒の双方が対象です。その他にも医療機関や療育施設、県立の特別支援学校、福祉事務所など各種の関係機関との連絡調整も担っています。

長下委員

自立・適応支援スタッフ配置事業の対象から除く児童生徒ですが、医師の診断により、精神的疾患が認められた児童生徒となっていますが、特別支援学校に在籍する児童生徒は除くということですか。

教育長

支援を行う際の対応が非常に難しいと思いますので、その様に考えています。

長下委員

特別支援学校と連携して進めていくことはできないのでしょうか。

教育長

SSWからのアセスメントが可能かもしれませんので、支援の可能性なども柔軟に判断していきたいと思います。

長下委員

同じく対象から除外する児童生徒として、遊び、非行型とありますが、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。

教育長

この部分の判断も難しいと思いますが、素行が不良である場合などがあります。また、ゲーム等で昼夜逆転している場合もあるようですので、その様な状況で不登校に繋がっている場合などは、支援の対象として考えることができるのではないのでしょうか。

山口委員

他の子どもたちの活動や学習の妨害や侵害があると困りますからね。

教育次長

資料の17頁に通所の手続きを載せていますが、その流れの中で面談を3回行うこととなっていますので、その過程で支援の可否や支援の具体策なども検討できると考えています。

教育長

実施においては、一斉に申請書を配るのではなく、学校、SSW、教育委員会で検討しながら対象とする児童生徒や支援策などについて検討していく予定です。

山口委員

町民に対しては、どの程度の周知を行うのですか。

教育長

不登校・不適應の児童生徒に対する支援の方針は周知しても差し支えないと思いますが、自立・適應支援スタッフ配置事業の内容等については、対象となる児童生徒のプライバシー保護などがありますので、慎重に対応する必要があります。

積極的に周知して、参加を募るような方法は好ましくないとします。

長下委員

支援事業には1日単位で参加することを想定しているのですか。また、その場合は給食は提供するのですか。

教育長

給食の提供は考えていません。まずは半日でも参加できるような環境を整えたいと考えています。1日参加できる場合は弁当持参になります。

橋本委員

スタートしてみないと判らない部分があると思いますが、対象の児童生徒1名に対して支援スタッフ1名が付くとは限らないのでしょうか。

教育長

基本的には1対1になるように午前と午後の時間割の中で工夫できればと思います。

将来的には、支援策のメニューが軽スポーツやゲームなどであれば、午前と午後

の児童生徒を合同で実施することも可能ではないかと思ひます。

橋本委員

小学生と中学生が一緒に支援を受けることもあるのでしょうか。

教育長

その場合も考えられますが、基本的には別々のほうが好ましいと思ひます。

長下委員

児童生徒の理解・支援シートに関してですが、本人や保護者の意向を記載する欄がありますので、保護者の同意を得て作成し、支援に繋げていくということになるのですか。

教育長

その様に考えています。

長下委員

保護者自身にも支援が必要な場合もあると思ひますが、SSWが保護者への支援についても、必要な機関に繋げていく役割を担っているのですか。

支援が必要な範囲が児童生徒のみ留まらず家庭にも及ぶような場合は、SSWの負担が大きいのではないかと思ひますが。

教育長

SSWに負担が偏らないように配慮していきたいと思ひます。

基本的には、SSWが家庭との連絡調整や関係機関への斡旋仲介を担い、支援については支援員が担うことで、業務量が偏らないようにしたいと思ひます。

教育次長

他にご意見やご質問はありませんか。

ご意見等が無ければ、お諮りしましたとお認り頂けますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

教育次長

次に、③令和4年度指導主事の配置及び学習指導員の配置についてお諮りします。

資料は22頁から25頁までになります。

内容につきまして、教育長から説明があります。

教育長

先程ご承認いただきました自立・適応支援スタッフ配置事業のスタッフに関する事項として2点についてお諮りします。

1点目は、指導主事の配置についてです。

現在は学校教育指導員を配置していますが、業務内容としては指導主事が行う業務を担当しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では指導主事の配置が規定されていますが、県下で指導主事を配置していないのが本町を含めて2町だけあります。

学校教育指導員の業務は実質指導主事が行う業務を担っていますので、業務内容も多岐に渡り、業務量も相当あり、週4日の勤務では対応できないのが現状とであります。

また、業務内容は学校の管理職への指導や県教委が開催する会議等へも出席して、県教委との連携も担っていますので、非常に責任が重い役割であります。

そのため、校長経験者をこれまで充ててきましたが、給与等の処遇や待遇も業務内容に対しては不十分であり、県の再任用制度も影響して、年々人材の確保も厳しくなっています。

このため、職務内容や資格、業務量、職責に見合った処遇を考えると、指導主事の配置が必要であります。

2点目は、学習指導員の増員ですが、学校不適応・不登校児童生徒への支援スタッフとして専任の学習指導員を新規に1名配置したいと考えています。

なお、この2点については、不登校・不適応児童生徒に対する支援と実践していくために必要な人員であると考えていますが、人事と予算が伴いますので、教育委員会でお諮りし、承認を得たうえで、町長部局へ意見を申し出たいと考えています。

指導主事と新規に配置する学習指導員の詳しい内容については、23頁から記載しています。

24頁には、雇用条件などを記載していますが、詳細についての検討は事務局に一任をお願いしたいと思います。

また、25頁には指導主事の配置に係る設置規則の案を付けています。

規則の第5条の(2)に、指導主事は校長の職の経験を有することと規定しており、第6条に雇用期間として、年齢が65歳に達した年度末までを原則とすると規定しています。

(資料により、教育長が内容を説明のうえ、意見を求める。)

教育次長

令和4年度からの指導主事の配置と学習指導員の増員について、教育長から説明がありましたが、ご意見やご質問があればお願い致します。

教育委員全員

異議無し

教育次長

異議が無いようですので、承認をお願いします。

教育委員全員

承認する。

(3) 報告事項

教育次長

9月の行政報告及び10月の行事予定について報告します。資料は26頁と27頁になります。

(資料により、内容を報告する)

山口委員

行事予定の中に、11日テレビ取材となっていますが、どのような内容ですか。

教育次長

東京の番組制作会社から打診があり、本町出身のタレントの旅番組で母校を訪問したいとのことでしたので、訪問する学校に説明のうえ、学校長の許可を得るよう伝えていきます。

(他に意見無し)

次に、全国学力・学習状況調査の結果、分析内容について、学校教育指導員から報告があります。

岩川学校教育指導員

全国学力・学習状況調査の結果につきまして、分析を行いましたのでご報告いたします。

実施対象は、小学校6年生と中学校3年生で、教科は国語、算数、数学です。

調査内容は、教科に関する調査と質問紙調査があり、質問紙調査では児童生徒に対する調査と学校に対する調査が行われましたが、今回の報告では、教科に関する調査及び児童生徒に対する調査について報告します。

(資料を配付し、結果の分析内容を報告する。)

山口委員

中学校で書く力・説明する力が伸びているのは良い傾向だと思います。

学習習慣と生活習慣の調査で、朝食を摂っていない児童生徒が居ますので、継続して調査し、朝食を摂らせる取り組みが必要だと思います。

川原委員

2年前の学力向上研修会に参加しましたが、読解力が伸びてきたとの研究成果を聞いたことがありますが、その様な成果が今回の結果に繋がっていると思いますので、これからも継続して取り組んでもらいたいと思います。

今年度の学力向上研修会は開催するのですか。

教育長

コロナ禍でもあり、以前の形式ではなく、分科会ごとに分散して、協議を中心に実施するようにしています。

岩川学校教育指導員

これまでは、県教委を招いて指導助言を受けていましたが、集合しての研修が難しいので、今後はオンラインでの研修なども検討していきたいと考えています。

橋本委員

読書活動にも各学校では力を入れていたと思います。

最近はそのような取り組みの話を聞かなくなりましたが、書くことや読むことは文字になった本を読むことで身に付いていくと思います。

子ども達を見ているとタブレットの扱いは上手ですが、紙媒体の文字を読むことに対して、抵抗感を持っている子どももいるのではないかと思います。

教育次長

読書活動につきましては、各学校それぞれで力を入れて取り組んでいます。

学校図書室にも町費で図書司書補助員を配置しており、児童生徒が利用しやすいように環境を整えたり、本の配置や部屋のレイアウトなど工夫しながら読書推進の取り組みを継続して行っています。

現在、ICT教育を推進していますが、読書活動が低迷したり、読書量が減少しているとの報告はありません。

他にご意見が無ければ、GIGAスクールの進捗と今後の予定について総務係長が報告します。

総務係長

小学校では、高学年において活用が進んでいます。中学校ではオンライン授業を試験的に校内で行い、家庭への持ち帰りに備えて模擬授業を行っています。

今後の課題としては、タブレットのパスワードについて、現在一律に同じパスワードに設定していますが、それをそれぞれ異なったパスワードに設定を変更するように検討を始めています。

また、町広報誌の10月号にGIGAスクールの特集を載せますので、ぜひご覧ください。

(質疑なし)

教育次長

次に、9月27日に実施しました通学路合同安全点検について報告します。

点検箇所は、彼杵小学校区3箇所、千綿小学校1箇所を川棚警察署、町建設課及び教育委員会のそれぞれの担当で点検を実施しました。

彼杵小学校区の3箇所は、いずれも国道の迂回路として利用されている町道で、ゾーン30の区域に指定されていますが、速度超過の車が多いため、交通取締りを強化する方向で確認しました。

また、千綿小学校区は町営バスの平似田バス停付近の交差点ですが、この周辺は先に小学校移転に伴う通学路点検で学校と合同点検を行った場所であり、既にカーブミラーの新設、更新及び路側にクリーンベルトを設置する工事も発注していますが、今回の合同点検では、車両の一旦停止指導線を新たに追加設置するように確認しました。

以上で報告を終わります。

(質疑なし)

(5) その他

- ・総合教育会議について、中学校の整備方針並びに不登校・不応児児童生徒の支援に係る方針及び取り組み等について協議を行うため、町長部局と調整した結果、令和3年11月2日（火）午後1時30分から開催することに決定する。
- ・次回教育委員会を令和3年11月2日（火）、総合教育会議に引き続いて開催することに決定する。

17時18分 閉会

議事録署名

令和3年11月2日

教育委員

山口直登 

教育長

粒崎秀人 

